

岐阜県水素供給設備整備事業費補助金交付要綱

最終改正：令和7年5月19日

(総則)

第1条 県は、燃料電池自動車用水素供給設備（以下「水素ステーション」という。）の普及を図るため、県内に水素ステーションを整備する者（以下「補助事業者」という。）が行うその整備に要する経費に対し、予算の範囲内で、岐阜県水素供給設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃料電池自動車等 燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車、特別区又は市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車又は原動機付自転車その他水素をエネルギーとして活用する社会の推進及び実現に資する水素利用端をいう。
- (2) 水素ステーション 燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する定置式又は移動式の設備（水素集中製造設備及び水素集中液化設備を含む。）をいう。
- (3) 燃料電池商用車 燃料電池バス（小型バスを除く。）、燃料電池小型トラック、燃料電池大型トラック及びこれらをベースとした改造車をいう。

(欠格事由)

第3条 第1条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行しうる地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直

接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人

- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人

(補助事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、県内に水素ステーションを整備する事業であって、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が定めるクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（燃料電池自動車用水素供給設備設置補助事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に基づく補助金の交付を受けるものとする。

- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）はセンターが定める交付規程別表1に掲げるとおりとする。補助率及び補助上限額は別表1のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別表2に掲げる書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(審査の基準)

第6条 規則第5条第1項に規定する書類の審査の基準は、別表3のとおりとする。

(事業の着手時期)

第7条 補助事業の着手時期は、交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、やむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、補助金交付申請書に事前着手届（別記第1号の2様式）を添付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項とする。

- 2 補助事業者が規則第6条第1号から第3号までの知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 規則第6条第1号及び第2号の承認 事業経費配分（内容）変更承認申請書（別記第3号様式）

(2) 規則第6条第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)

(補助金の交付決定の通知)

第9条 規則第7条の規定による補助金の交付の決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から10日以内とする。

2 前項の申請の取下げは、別記第5号様式により行うものとする。

(実績報告)

第11条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 補助事業に係る設備設置工事代金支払証書の写し

(2) 補助事業に係る請求書の写し(内訳明細のあるものに限る。)

(3) 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づく製造施設等完成検査証の写しその他の補助事業に係る設備の完成を証明する書類の写し

(4) 取得財産等管理台帳又は取得財産等明細表の写し

(5) 交付規程第15条第1項の規定による額の確定通知書の写し

(6) その他知事が必要と認めるもの

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(履行確認)

第12条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかに履行の確認を行う。

2 前項の場合において、実績報告書により履行の確認ができないときは、現地確認又は聴取により履行の確認を行うことができる。

3 現地確認を行うときは、あらかじめ補助事業者に対して確認の日時及び場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の額の確定の通知)

第13条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、別記第7号様式により行うものとする。

(補助金の交付時期等)

第14条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第8号様式による補助金交付請求書を提

出しなければならない。

(暴力団の排除)

- 第15条 規則第4条の規定による申請があった場合において、補助事業者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。
- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 3 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1及び別表第2のとおりとする。
- 4 補助事業者は、前項に規定する耐用年数の期間内において、処分を制限された取得財産等の処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。）をしようとするときは、財産処分承認申請書（別記第9号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 知事は、前項の承認をしたときは、財産処分承認結果通知書（別記第10号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

- 第17条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(委任)

- 第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年度分の予算に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年12月20日以後にされた申請に係る補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度の予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

水素供給設備の規模	水素供給能力 (Nm ³ /h)	供給方式	補助率	補助上限額 (百万円)
大規模	500以上		1/4以内	170
中規模①	300以上 500未満		1/4以内	95
中規模②	50以上 300未満		1/4以内	90
オプション (移動式及び小規模は、対象外)		オンサイト方式水素製造装置 (SMR)	新設：水素供給設備の 規模・区分による。 既設：1/4以内	30
		オンサイト方式水素製造装置 (水電解)		75
		液化水素対応設備		20
		複数系統化、能力増強工事等 (圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、プレクーラー等) ※1、※2、※3	1/4以内	130 (大規模①) 75 (大規模②) 40 (中規模) ※4
		遠隔監視設備	1/6以内	2.5
小規模	50未満	定置式	1/4以内	40
水素集中製造設備 (供給先水素供給設備 1 設備当たり。ただし、10 設備を上限とする。)			1/4以内	30
水素集中液化設備			1/4以内	1,250
備考				
1 オンサイト方式：水素製造装置を敷地内に有するもの				
2 大規模：ピーク時に 500Nm ³ /h の水素を充填できる能力を有するもの				
3 水素集中製造設備：供給先水素供給設備に、水素を集中的に製造し、及び供給する設備				
4 水素集中液化設備：供給先水素供給設備に、液化水素を集中的に製造し、及び供給する設備				
5 液化水素対応設備：水素ステーションに液体水素を受け入れ供給する設備				
6 水素供給能力：燃料電池自動車等への平均的な水素充填能力				
7 遠隔監視設備：水素ステーション敷地内に設置される被監視側の設備				
8 複数系統化：新設・既設ステーションを問わず 2 基目以上のディスペンサーを設置するもの (設置されたディスペンサー全てにおいて燃料電池自動車等への同時充填が可能なものに限る。)				
9 能力増強工事：複数系統化、大型車対応等を目的とした既存中規模・大規模ステーションにおける、機器の取替え、配管新設工事及び付帯する土木・建築工事				
10 大規模①：12時間連続で 900Nm ³ /h の水素供給能力を有したうえで、燃料電池大型トラックへの水素供給が可能な設備であり、その需要が見込まれるもの				
11 大規模②：ピーク時に 500Nm ³ /h の水素を充填できる能力を有するもの				

- ※1 オプション：能力増強等を中核地方公共団体、準中核地方公共団体以外で行う場合は、燃料電池商用車の需要が見込まれることを証明すること。
 - ※2 オプション：能力増強等の適用は、1 STにつき 1 回に限定すること。
 - ※3 オプション：能力増強等は、燃料電池商用車実績があれば、機器の単純な更新にも適用可能とすること。
また、機器リプレースを実施する場合は、財産処分に伴う補助金の返還を命ずる場合があること。
 - ※4 機器種別毎の上限額は、表の上限額へ下記の割合を乗じた数値を当該機器の補助上限額とすること。圧縮機：0. 5、蓄圧器：0. 3、ディスペンサー：0. 1、プレクーラー：0. 1
 - ※5 補助金の交付上限額は、上記の水素供給設備の水素供給能力等に応じた補助率により算定される金額と補助上限額を比べて低い金額とする。
 - ※6 大規模並びに中規模①及び中規模②の補助上限額はオプションの補助上限額と合算し、合算された補助対象経費に適用する補助率は区分により定める。
-
- ▶ 中規模以上の水素供給設備（小規模を除く。）は、適正な方法で7 0 MP a の燃料電池自動車等に5 k g（約5 6 Nm³）の水素を3分程度で充填可能な能力をもつ設備とすること。
 - ▶ さらに大規模の水素供給設備は、適正な方法で7 0 MP a の燃料電池バスに1 5 k g（約1 6 7 Nm³）の水素を1 0分程度で充填可能な能力をもつ設備とすること。
 - ▶ 小規模の水素供給設備は、適正な方法で7 0 MP a の燃料電池自動車等に3 k g（約3 4 Nm³）の水素を1 0分程度で充填する供給能力をもつ設備とすること。また、連続した毎日において1日3台以上の燃料電池自動車等に供給可能な能力をもつこと。

別表2（第5条関係）

<p>1 補助事業者が法人の場合</p> <ul style="list-style-type: none">① 法人の登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書（発行から3か月以内のものに限る。）の写し② 財務諸表（直近2事業年度分）③ センターに対する補助金交付申請書の写し④ センターからの補助金交付決定通知書の写し※⑤ その他知事が定めるもの
<p>2 補助事業者が個人事業者の場合</p> <ul style="list-style-type: none">① 運転免許証、写真付き住民基本台帳カード又はパスポートの写し② 確定申告書B（直近2か年分）③ 銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から3か月以内のものに限る。）の写し④ センターに対する補助金交付申請書の写し⑤ センターからの補助金交付決定通知書の写し※⑥ その他知事が定めるもの

※センターから補助金交付決定通知書の送付を受けていない場合は、受け次第、速やかに当該通知書の写しを提出すること。

別表3（第6条関係）

（1）県の整備方針との整合性

水素ステーションの整備予定地は、岐阜県の整備方針に沿った計画であること。

（2）事業計画の具体性

ア 水素ステーションの整備スケジュールが明確で、当該年度内に事業が完了する計画であること。ただし、センターが翌年度に事業が完了する計画を承認し、交付決定を行っている場合は、この限りでない。

イ 水素ステーションの整備用地について、関係者との事前協議等を行うなど、具体的な候補地が定まっていること。

（3）実施体制

ア 水素ステーションの整備事業を的確に遂行するに足りる十分な体制が確保されていること。

イ 水素ステーションの運営について、安定的な運営が可能な体制が確保されていること。